

I 企業経営の安定・向上を目的とする支援制度

1 信用保証協会の信用保証制度

(1) 信用保証制度ご利用の流れ

この制度は、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に、信用保証協会がその債務を保証する制度で、これにより金融機関の貸し出しリスクが信用保証協会によってカバーされるため、融資を受けやすくなります。

<ご利用の流れについて>

1 **保証の申込** → 2 **保証の審査** → 3 **保証の承諾** → 4 **融資の実行** → 5 **返済**

(2) 経営安定関連保証（セーフティネット保証）

「セーフティネット保証」は、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づき、経済産業大臣が指定する事由に該当していることを区市町村長が認定した場合に適用される保証です。

セーフティネット保証は、信用保証協会による保証（80%～100%保証）で、一般保証とは別枠で、2億8,000万円までの経営安定関連保証が受けられます。

<参考>

◇ セーフティネット保証の対象となる事由 ◇

- 1号 連鎖倒産防止（100%保証）
- 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限（100%保証）
- 3号 突発的災害（事故等）（100%保証）
- 4号 突発的災害（自然災害等）（100%保証）
- 5号 業況の悪化している業種（全国的）（80%保証）
- 6号 取引金融機関の破綻（100%保証）
- 7号 金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整（80%保証）
- 8号 金融機関の整理回収機構（RCC）に対する貸付債権の譲渡（80%保証）

(※) 5号 業況の悪化している業種（全国的）

(イ) 最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少していること。

(ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転換できないこと。

【問合せ先】

東京信用保証協会 保証統括課 （各支店保証課）

☎ 03-3272-3081